

接続約款変更認可申請書



東相制第 09-168 号  
平成 22 年 3 月 23 日

総務大臣  
原口 一博 殿

郵便番号 163-8019

とくきょうとしんじゅくくにししんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部 夢

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>(相互接続点の調査及び設置申込み) 第10条の3(略) 2～7(略)</p> <p>8 当社の通信用建物に当社のDSL装置、局内ブリック、光信号電気信号変換装置等(当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める第1種サービスの接続契約者回線に係る当社のLAN型通信網サービス契約約款に定める電気通信サービス(次の各号に係るものに限ります。)の契約者回線(その終端が当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める回線収容部に收容されるものを除きます。)の終端とすることができる区域として当社が定める通信用建物(インターネットを通じて閲覧できるようにします。)に、その回線を提供するために設置される光信号電気信号変換装置(回線終端装置に対向するものに限ります。)及びそれと一体として設置されるルータをいいます。以下次条において同じとします。)又はIP電話用ルータ(専ら当社の音声利用IP通信網サービスを提供するために設置される収容局ルータをいいます。以下次条において同じとします。)を設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合の前各項の手続きと同等の手続きを要するものとします。</p> <p>(1) 第1種サービス (2) 第2種サービス(クラス1タイプ1に係るものであって100Mbit/sの品目のもの、クラス1タイプ2、クラス2に係るものであって2Mbit/sから100Mbit/sまでの品目のものに限ります。) (3) <u>第3種サービス(10Mbit/s、100Mbit/s又は1Gbit/sの品目のものに限ります。)</u></p> <p>(定額制の網使用料の支払義務) 第64条(略) (1)(略) (2) 通信路設定伝送機能等(端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄、第6欄並びに第8欄に係るものに限ります。)、光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能、データ伝送機能、光信号局内伝送機能及び端末間伝送等機能をいいます。以下同じとします。)の場合 専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を準用して、当該機能の利用を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線(通信路設定伝送機能等のうち、その中途から当社の契約者が指定する場所までの間に設置する部分をいいます。以下同じとします。)の廃止等(専用サービス契約約款に規定する接続専用回線の接続休止をした場合を含みます。)による当該機能の利用の解除(以下この項において「解除等」といいます。)があった日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と解除等があった日が同一である場合は1日とします。) (3)(略)</p> <p>2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料及び2-1-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。))又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したもののみならず期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約</p>	<p>(相互接続点の調査及び設置申込み) 第10条の3(略) 2～7(略)</p> <p>8 当社の通信用建物に当社のDSL装置、局内ブリック、光信号電気信号変換装置等(当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める第1種サービスの接続契約者回線に係る当社のLAN型通信網サービス契約約款に定める電気通信サービス(次の各号に係るものに限ります。)の契約者回線(その終端が当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める回線収容部に收容されるものを除きます。)の終端とすることができる区域として当社が定める通信用建物(インターネットを通じて閲覧できるようにします。)に、その回線を提供するために設置される光信号電気信号変換装置(回線終端装置に対向するものに限ります。)及びそれと一体として設置されるルータをいいます。以下次条において同じとします。)又はIP電話用ルータ(専ら当社の音声利用IP通信網サービスを提供するために設置される収容局ルータをいいます。以下次条において同じとします。)を設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合の前各項の手続きと同等の手続きを要するものとします。</p> <p>(1) 第1種サービス (2) 第2種サービス(クラス1タイプ1に係るものであって100Mbit/sの品目のもの、クラス1タイプ2、クラス2に係るものであって2Mbit/sから100Mbit/sまでの品目のものに限ります。)</p> <p>(定額制の網使用料の支払義務) 第64条(略) (1)(略) (2) 通信路設定伝送機能等(端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄、第6欄、<u>第8欄及び第9欄</u>に係るものに限ります。)、光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能、データ伝送機能、<u>インターネットフレーム伝送機能</u>、光信号局内伝送機能及び端末間伝送等機能をいいます。以下同じとします。)の場合 専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を準用して、当該機能の利用を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線(通信路設定伝送機能等のうち、その中途から当社の契約者が指定する場所までの間に設置する部分をいいます。以下同じとします。)の廃止等(専用サービス契約約款に規定する接続専用回線の接続休止をした場合を含みます。)による当該機能の利用の解除(以下この項において「解除等」といいます。)があった日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と解除等があった日が同一である場合は1日とします。) (3)(略)</p> <p>2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料及び2-1-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。))又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したもののみならず期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約</p>

の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄及び第8欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとし、

点線下線部は東相制第09-124号にて申請中のものです。

- 3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態(その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となるときを含みます。)が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。)、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第8欄に係るものに限ります。)及びデータ伝送機能を利用できない状態については、データ伝送サービス契約約款中基本料金及び通信料金の支払義務に係る規定を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。

(1)~(3) (略)

4 (略)

の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄、第8欄及び第9欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとし、

点線下線部は東相制第09-124号にて申請中のものです。

- 3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態(その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となるときを含みます。)が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。)、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第8欄に係るものに限ります。)及びデータ伝送機能を利用できない状態については、データ伝送サービス契約約款中基本料金及び通信料金の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第9欄に係るものに限ります。)及びイーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定(故障回復時間に係るものに限ります。)を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。

(1)~(3) (略)

4 (略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>ア～シ (略)</p> <p>ス 2(料金額)2-1-1-1第8欄に規定する機能は、データ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービスの品目の区別に応じて適用する2-1-1-1に掲げる料金額に2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>セ 2(料金額)2-1-1-1第8欄に規定する機能が同一の通信用建物内に終始する場合は、第8欄に規定する機能に係る料金額から第3欄ウ(ウ)欄及び2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。</p> <p>ソ～テ (略)</p>
(8) - 2～(10) - 3 (略)	(略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>ア～シ (略)</p> <p>ス 2(料金額)2-1-1-1第8欄に掲げる料金額は、データ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービスの品目の区別に応じて適用するものとします。この場合において、2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>セ 2(料金額)2-1-1-1第8欄に規定する機能に係る端末回線がその端末回線を収容する伝送装置が設置された通信用建物内において終端する場合は、同欄に掲げる料金額から第3欄ウ(ウ)欄及び2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。</p> <p>ソ～テ (略)</p> <p>ト 2(料金額)2-1-1-1第9欄に掲げる料金額は、当社のLAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網サービス(相互接続点と端末設備等との間に限った通信に係るもの)に限り、以下この料金表において同じとします。)の品目の区分に応じて適用するものとします。この場合において、2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>ナ 2(料金額)2-1-1-1第9欄に規定する機能に係る端末回線がその端末回線を収容する伝送装置が設置された通信用建物内において終端する場合は、同欄に掲げる料金額から第3欄ウ(ウ)欄及び2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。</p>
(8) - 2～(10) - 3 (略)	(略)
(10) - 4 イーサネットフレーム伝送機能に係る料金の適用	<p>ア 2-6の3に規定するイーサネットフレーム伝送機能の料金については、イに規定する場合を除き、その接続の態様に依りて、2-6の3-1に掲げる料金額に、2-6の3-2に掲げる料金額及び2-6の3-3に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-6の3-2の料金額についてはその機能を利用する都道府県の区域(当社が別に定める区域とする場合があります。以下、この欄及び2-6の3において同じとします。)ごとに、2-6の3-3の料金額についてはその機能を利用する単位料金区域(当社が別に定める区域とする場合があります。以下、この欄及び2-6の3において同じとします。)ごとに、それぞれ加えるものとします。</p> <p>イ イーサネットフレーム伝送機能を利用する区域を、単位料金区域に限る場合には、その接続の態様に依りて、2-6の3-1に掲げる料金額に、2-6の3-3に掲げる料金額をその単位料金区域ごとに加えた額を適用します。</p>

(11)~(12) - 2 (略)	(略)
(13)~(31) (略)	(略)

点線下線部は東相制第 09-124 号にて申請中のものです。

2 料金額

- 2 - 1 端末回線伝送機能
- 2 - 1 - 1 基本額
- 2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区分	単位	料金額	備考
(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)

	ウ 2 - 6 の 3 - 2 又は 2 - 6 の 3 - 3 に掲げる料金額については、それぞれと組み合わせて適用する 2 - 1 - 1 - 1 第 9 欄に規定する機能に係る LAN 型通信網サービスの品目である伝送容量の合計値 (100Mbit/s を超えて 1Gbit/s 未満となる場合には、100Mbit/s 未満の端数を、1Gbit/s 以上となる場合には、1Gbit/s 未満の端数をそれぞれ切り上げた値とし、協定事業者ごとに算定します。) に応じて適用します。 この場合において、伝送容量の合計値が 10Gbit/s を超えるときは、10Gbit/s の符号伝送が可能なものの料金額に、当該料金額を 10 で除した金額を 10Gbit/s を超えた 1Gbit/s ごとに加算して適用するものとします。
(11)~(12) - 2 (略)	(略)
(12) - 3 端末回線伝送機能及びイーサネットフレーム伝送機能の組み合わせ適用	端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 第 9 欄及びイーサネットフレーム伝送機能については、その接続の態様に応じて、端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 第 9 欄に掲げる料金額に 2 - 6 - 3 に掲げる料金額を組み合わせ適用します。 この場合において、これらの機能を利用する協定事業者は、これらの機能に係る回線管理等業務を当社が行うために必要となる当社のソフトウェア開発等のための費用を負担することを要します。
(13)~(31) (略)	(略)

点線下線部は東相制第 09-124 号にて申請中のものです。

2 料金額

- 2 - 1 端末回線伝送機能
- 2 - 1 - 1 基本額
- 2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区分	単位	料金額	備考
(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第 5 条(標準的な接続箇所)第 1 項の表中第 5 - 3 欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線より伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの イ 200Mbit/s から 1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに 1 回線ごとに
			9,765 円 15,646 円
			—

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	406,619 円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの	289,444 円
		20Mbit/s の符号伝送が可能なもの	391,659 円
		30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	467,279 円
		40Mbit/s の符号伝送が可能なもの	529,070 円
		50Mbit/s の符号伝送が可能なもの	583,414 円
		60Mbit/s の符号伝送が可能なもの	631,376 円
		70Mbit/s の符号伝送が可能なもの	675,082 円
		80Mbit/s の符号伝送が可能なもの	715,596 円
		90Mbit/s の符号伝送が可能なもの	752,920 円
		100Mbit/s の符号伝送が可能なもの	788,115 円
		200Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,066,669 円
		300Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,272,885 円
		400Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,442,932 円
		500Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,589,575 円
		600Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,721,324 円
		700Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,841,372 円
		800Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,951,846 円
		900Mbit/s の符号伝送が可能なもの	2,054,873 円
		1Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,151,517 円
		2Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,914,773 円
3Gbit/s の符号伝送が可能なもの	3,481,226 円		
4Gbit/s の符号伝送が可能なもの	3,950,873 円		
5Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,358,819 円		
6Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,723,150 円		
7Gbit/s の符号伝送が可能なもの	5,056,630 円		
8Gbit/s の符号伝送が可能なもの	5,363,515 円		
9Gbit/s の符号伝送が可能なもの	5,650,188 円		
10Gbit/s の符号伝送が可能なもの	5,920,904 円		

2 - 6の3 - 3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネットフ レーム 伝送機 能	LAN型通信網により通 信路の設定及び伝送 を行う機能(単位料金 区域における通信に係 るものに限ります。)	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの	229,503 円
		20Mbit/s の符号伝送が可能なもの	310,550 円
		30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	370,509 円
		40Mbit/s の符号伝送が可能なもの	419,502 円
		50Mbit/s の符号伝送が可能なもの	462,591 円
		60Mbit/s の符号伝送が可能なもの	500,619 円
		70Mbit/s の符号伝送が可能なもの	535,273 円
		80Mbit/s の符号伝送が可能なもの	567,396 円
		90Mbit/s の符号伝送が可能なもの	596,989 円
		100Mbit/s の符号伝送が可能なもの	624,894 円
		200Mbit/s の符号伝送が可能なもの	845,751 円
		300Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,009,248 円
		400Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,144,067 円
		500Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,260,329 円
		600Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,364,781 円
		700Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,459,955 円
		800Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,547,538 円
		900Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,629,216 円
		1Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,705,833 円
		2Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,310,893 円
3Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,759,905 円		
4Gbit/s の符号伝送が可能なもの	3,132,159 円		
5Gbit/s の符号伝送が可能なもの	3,455,489 円		
6Gbit/s の符号伝送が可能なもの	3,744,235 円		
7Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,008,520 円		
8Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,251,717 円		
9Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,478,888 円		
10Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,693,406 円		

別表1 接続により提供する機能

1 - 1 1 - 2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
端末回線伝送機能～ データ伝送機能	(略)	(略)
信号伝送機能～ 上記以外の機能	(略)	(略)

1 - 2 (略)

別表1 接続により提供する機能

1 - 1 1 - 2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
端末回線伝送機能～ データ伝送機能	(略)	(略)
イーサネットフレーム伝送 機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う 機能	
信号伝送機能～ 上記以外の機能	(略)	(略)

1 - 2 (略)

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施することとし、平成 23 年 3 月以降当社の準備が整い次第適用することとします。